

## 書評

# 呉寿恵『在日朝鮮基督教会の女性伝道師たち——77人のバイブル・ウーマン』（新教出版社、2012、284頁）

井田 泉

（日本基督教学会『日本の神学』52号、2013所収）

著者の呉寿恵は本書の「はじめに」で次のように述べている。

「在日大韓基督教会 Korean Christian Church in Japan（以下 KCCJ）は、2008年に宣教100周年を迎えた。……KCCJは、日本の植民地下にあって、差別・偏見・蔑視の中で苦しむ同胞の苦難を共に担いつつ歩んできた。しかし、100年の歴史を有してきたとはいえ、その歴史を語るときどうしても抜け落ちているのが女性の存在である。教会設立のために貢献してきた女性たちがまったく見えない存在とされているのが現状である。本論文は、日帝下における在日朝鮮基督教会（1908～1945年）の37年間の女性の隠れた歴史の『掘り起こし』と、その女性たちの働きを明らかにすることを目的とする」。

著者は、在日朝鮮基督教会の女性伝道師たち77人一人ひとりについて、あらゆる努力を惜しまずに資料を丹念に掘り起こし、インタビューを行うなどもして、彼女たちの姿と足跡をわたしたちの前に生き生きと示してくれた。その労苦に深く敬意を表したい。

著者の用いた資料のうち主なものは、「基督申報」（朝鮮の長老教会とメソジスト教会合同の週刊紙）、カナダ長老教会の総会報告書“The Acts and Proceedings of the General Assembly of the Presbyterian Church in Canada”、カナダ長老教会女性宣教会機関誌“The Glad Tidings”、『基督教年鑑』、「日本基督教会各中会記録」、日本基督教会への「教師試補加入願」、「履歴書」、「中会名簿」、「（日本基督）教団所属同意書」、「補教師検定試験願書」、「戸籍謄本」、各神学校の「入学願」、「同窓会会報」、「在日朝鮮基督教会大会録」、その他各個教会史等である。

本書は、在日大韓基督教会（KCCJ）歴史編纂委員会がまとめた4つの時代区分——創設期（1908～1924）、成長期（1925～1933）、自立期（1934～1939）、受難期（1940～1945）に従って、4つの章に区分されている。以下、章ごとに内容の一端を紹介し、若干のコメントを付す。

### 第1章「創設期（1908～1924）—朝鮮イエス教長老教会と朝鮮監理会による宣教の時期」

この章は、第1節「時代背景」、第2節「朝鮮へのキリスト教の伝来」、第3節「朝鮮の伝統と女性の位置」、第4節「留学生と東京朝鮮基督教青年会（東京朝鮮YMCA）の設立」、第5節「在日朝鮮基督教会のはじまり」、第6節「『2・8独立宣言』と東京連合教会」、第7節「関東大震災と東京連合教会」、第8節「女性たちのハーストーリー」からなり、最後に「まとめ」と「註」が付けられる（「まとめ」と「註」は各章同じ）。

第2節、3節にハングルについての言及があり、「聖書を読むためにハングルを習うことによって、女性の中に文字が広く普及した……」（14頁）ことが指摘されていることは印象深い。文字の

普及は自立と解放を促す。本書で取り上げられた 77 人のバイブル・ウーマンはいずれもハングルの聖書を学び、それと共に生き、それによって生きたはずである。そして彼女たちをとおして数知れない女性と子どもたちが聖書に触れることになったであろう。

1919 年 2 月 8 日、東京朝鮮 YMCA に朝鮮からの留学生約 400 名が集まって「2・8 独立宣言」を発表した。朝鮮 3・1 独立運動の導火線となった重要な出来事である。女子留学生たちは、2・8 宣言文を準備するのに必要な資金をカンパして運動を支えたという。独立宣言文を起草する際、男子留学生たちは女子学生を無視して自分たちだけで進めようとした。そのとき、<sup>フアン エ ス タ</sup>黄 愛徳 (= <sup>フアン</sup>黄 <sup>エドク</sup>愛徳) が立ち上がって、「国家の大事を男性だけがやるということですか？ 車輪は片方だけでは動くことが出来ません」と熱弁をふるった。この女子学生たちの自主独立精神に男子学生たち全員が感動し、以後女子学生たちと共に論議して 2・8 独立運動を準備したという (33 頁)。彼女は他の 24 名の女子留学生とともに 2・8 独立宣言の集会に参加。その後日本女性に変装し、独立宣言文を束髪の中に隠して朝鮮に帰り、3・1 運動に参加し、逮捕されて大邱刑務所に収監された。彼女の父は <sup>フアン エドク</sup>黄 愛徳の所在を明かすようにと官憲によって拷問を受け、それが原因で病死した。彼女は獄中にいたため、父の葬儀に参加できなかったという。彼女は民族解放運動家・女性解放運動家として知られる。<sup>フアン エドク</sup>黄 愛徳の生涯と活動については約 3 頁にわたって記述されている。

ところで、この章の副題は「朝鮮イエス教長老教会と朝鮮監理会」となっているが、後者の「監理会」に合わせ、また教会（教派）名に合わせて「長老教会」ではなく「長老会」とするのがよいのではないだろうか。

## 第 2 章「成長期（1925～1933）—朝鮮イエス教連合公議会とカナダ長老教会による宣教の時期」

この章は、第 1 節「朝鮮イエス教連合公議会による宣教（1925～）」、第 2 節「カナダ長老教会（PCC）による宣教（1927～）」、第 3 節「在日朝鮮人の状況と宣教の働き」、第 4 節「女性の働き人たち」からなる。

在日朝鮮基督教会は 1928 年の時点で、教会 30、牧師 4、伝道師 4、女性伝道師 3、信徒総数 998、女伝道会 6 であった (77 頁)。女伝道会 Women's Missionary Society は 1933 年には 30 教会に達している（同年の信徒総数は 2,752）。「各教会の設立時、必ず女性が中心となり大きな働きをしていた」(89 頁)。

著者は当時の在日朝鮮人の状況について次のように述べている。

「日本人の朝鮮人蔑視意識と差別を日常に経験した男性たちはそのはけ口をアルコールに求め、その結果は家庭の中での暴力となって現れた。男性にとっても女性にとっても希望のない辛い日々であった。さらに儒教精神の強い家父長制度の中で、女性は夫から自由ではなかった。伝道のため男性の牧師が家庭訪問など出来ない状況であった。このような女性たちのために、女性伝道師の必要性が以前から本国の教会でも痛感されていた」(93 頁)。

こうして 1925 年から <sup>バイブルウーマン</sup>女性伝道師が在日朝鮮教会に現れる。本章では、本国からの伝道師 10 名、日本の女子神学校出身者 11 名、計 21 名が取り上げられている。

そのうちの一人で平壤女子高等聖經学院出身の <sup>イスクキョン</sup>李淑瓊は、1928 年、神戸に派遣された。カナダ長老教会宣教師報告は、彼女について次のように述べている。

「彼女は 2 月の初めに神戸に赴任して、2 つの教会と関係を持ちながら、日曜学校、祈祷会やその

他の教会活動を支援し、25名がレギュラーで出席している1つの教会で、女性のための聖書と日本語を学ぶ夜間学校を組織した。過去8ヶ月間、週5日、女性たちに読み方を教え、彼女たちの初めての聖書研究を手助けしている。30名以上の女性が聖書を読むことを学び、そのうちの半分の人が定期的に教会に出席している。他の人たち全ても福音を聞いている。……この秋、寒い季節が始まった時、私たちは外国人居住区から多くの古着を集めた。これを、彼女は不屈の忍耐で布団もなく貧しく暮らしている家々へ分配した。多数の火のない家庭は元気づけられ、子どもたちは暖かい服装になった」(95～96頁)。

このように、著者の丹念な資料調査によって、当時の在日朝鮮人の置かれた状況と教会の活動、またことに女性伝道師の姿が浮き彫りにされてくる。

### 第3章「自立期(1934～1939)―在日本朝鮮基督教会の時期」

この章は、第1節「時代背景」、第2節「神社参拝問題」、第3節「在日本朝鮮基督教会の創立(1934年)」、第4節「女性の働き人たち」からなる。

在日本朝鮮基督教会は、1934年2月に大会(総会)を創立し、信条、憲法、大会規則を持つ組織教会「在日本朝鮮基督教会」として出発することになった(149頁)。この憲法は同年秋、朝鮮イエス教(耶蘇)長老会総会および基督教朝鮮監理会総会において承認された。在日本朝鮮基督教会は民族教会としての性格を明確に持つ教会として歩み出した。

しかし数年後、1938年9月9日、朝鮮イエス教長老会総会は、日本の権力の強圧により神社参拝を受け入れる決議を行った。同じ圧迫と強制は在日本朝鮮基督教会にも及ぶことになる。

著者は『特高外事月報』にある「朝鮮基督教徒の皇大神宮に対する不敬事件」を紹介している。大阪市北区在住の在日朝鮮人女性、羅伊順が「皇大神宮の尊厳を冒瀆不敬の行為を為した」という事件である。つまり「羅伊順は、キリスト教信仰に立って、大麻の奉祀は偶像崇拜に当たることを直感し、抵抗姿勢を示し」(155頁)ているのである。

著者によれば、現在わかっているこの時期の女性伝道師は39名で、他に前の時期から継続している伝道師は7名。合計すると46名に及ぶ。日本で働いた期間はさまざまであるが、それにしてもこれだけ多くの女性伝道師がこの時期、在日本朝鮮基督教会で働いていた事実を知って驚かされる。

その一人、<sup>チョンヘグム</sup>丁海金は、1935年に平壤女子神学校を卒業後、すぐに岡山朝鮮基督教会伝道師として赴任し、その後名古屋西部教会に移った。1938年当時に名古屋西部教会主日学校生徒であった<sup>チュムンシク</sup>崔文植執事が、教会学校を懐古して書いた文章が紹介されている。

「日曜学校の職員は……、女の職員としては<sup>チョンヘグム</sup>チョン・ヘグム(丁海金)伝道師がいたことを記憶していて、この人達は皆一様に天使のように威厳があり、神々しく見え、その職員達の前ではいたずらも出来なかった。……童話をお話くださった<sup>チョンヘグム</sup>丁海金先生の姿は今も頭の中にはっきりと残っている(このチョン・ヘグム先生は韓国の六・二五事件当時、殉職された)」(164頁)。

しかし1934年に創立された在日本朝鮮基督教会はわずか6年後の1940年、日本基督教会に合同することにより、一教派としての解体を余儀なくされる。しかし著者はこう述べる。

「わずか6年余の短い自立期間ではあったが、組織の自治と自立が計られ、在日本朝鮮教会固有の営みがあったことは画期的な出来事であったといえる。戦後すぐに日本基督教団から脱退し、在日大韓基督教会が組織教会として歩みだす出発点がここにある」(151頁)。

この点は非常に重要だと考えられる。日本植民地支配下の6年の自立期間と後の再出発の関係について、またその6年間に持つ今日的意味について、別の機会により詳しく論じていただければと思う。

#### 第4章「受難期（1940～1945）—日本基督教会・日本基督教団の時期」

この章は、第1節「時代背景」、第2節「旧朝鮮基督教会（旧朝基）の苦難」、第3節「合同問題と旧朝鮮基督教会（旧朝基）」、第4節「合同問題と旧朝基の女性たち」、第5節「女性の働き人たち」からなる。

1939年4月8日、宗教団体法が公布され、翌40年4月から施行されることになった。この宗教団体法は「国家権力に服従する宗教は保護するが、それに反対する宗教は厳重に取り締まるという内容であった」（215頁）。ファシズム体制の確立がこの法律制定の目的であった。これにより在日本朝鮮基督教会は日本基督教会に「併合」されることになっていく。著者は「最も大きな問題は、加入に際して、日本語使用を条件づけたことである。これは日本基督教会の憲法規則にはないことである」と指摘する。

「朝基側にとっては、布教における日本語使用は最も困難な問題であった。それは民族教会としての本質に関わることであり、朝鮮語による伝道ということはゆずることのできないことであった。実際、当時の在日朝鮮人社会では日本語を解する人も多くなく、日本語による布教は困難なことであった。朝鮮半島で総督府によって行われていた日本語使用を、官憲が日本内でも実行し徹底させたことに日本基督教会は従ったということである。……まさしく『皇民化政策』『内鮮一体』の強要であった」（218頁）。

この時期、女性伝道師はどのように活動したのか。著者はカナダ長老教会の女性宣教師メアリー・アンダーソンのカナダ女性宣教会への報告を引用して、当時の生々しい現実を明らかにしている。

「新しい法律によれば、全ての朝鮮人の礼拝は日本語で行われなければならなかった。その法律は、会衆のうちの、日本語を理解せず、その理解することができない言語によって礼拝を聞きながら、顔に涙を流して座っている年老いた女性たちにとっては重い試練となった。女性伝道師が、理解できなくても礼拝に出席するよう、その女性たちを説得するという増し加えられた仕事を担っている。礼拝を導かなければならなかった女性伝道師のうちいく人かは、第一言語でない言葉で説教を用意しなければならぬという困難が加わった」（228頁）。

「牧師や女性伝道師たちは、試練の只中でとても立派に続けている。日本語と日本名にし、自分たちの言葉と名前を放棄しなければならなくなり、自国の服を着ることを禁止された人たちを励ますことは簡単なことではない。何人かの朝鮮の女性たちは、礼拝が日本語で行われるようになって、教会に行くのをやめた。それらの魂に慰めと励ましを与えたのは、女性伝道師たちであった」（228頁）。

さらに事態は進み、1941年6月24日、日本基督教団創立総会が開催され、旧朝基は日本基督教会の所属として教団第一部に加入することになった。

この章の中で注目すべきことの1つは、豊橋、桑名、そして横須賀の教会で働いた女性伝道師、李貞愛<sup>イジョンエ</sup>の書いた「朝鮮基督教人迫害弾圧状況調書」である。これは1945年8月の解放後、「在日

本朝鮮基督教連合会」創立準備委員会が配布、回収したもので、女性の報告書としては現存する唯一のものだという。本書には貴重な現物写真が掲載されている。同調書は、被害者住所、職名・氏名、加害官署、事件名、事件概要（検束及釈放年月日、検束者及拘留場所、取調者及裁判官名、取調（審理）事実概要、拷問及拷問者）、結果、証拠物件、の順に手書きで記されている。職名・氏名は「補教師 大野富愛 本名 李貞愛」、加害官署は「横須賀憲兵隊、及横浜刑務所」。「取調（審理）事実概要」は「大東亜戦争観筆記、朝鮮独立問題筆記、伝道状況及信仰中心筆記、書籍・書翰調査」。「結果」は「無罪釈放」となっている（241頁）。

李貞愛の場合もそうであるが、創氏改名の圧力による日本名への変更が具体的にどのようなものであったかについて、著者は一人ひとり明記してまとめている。

「創氏改名を強硬に進めても、頑なに日本名を使用しなかった者もいた。戦前から戦後にかけて伝道師を務めた人は、『沈恩澤』一人である」（230頁）。

また著者は金焉福キムヨンボクの書いたいくつかの書類における本名と日本名の混在や訂正から、「名前に関しての、彼女の心の揺れ動き」（244頁）を読み取っている。

この時期、日本で働いた女性伝道師は、本国からの伝道師が4名、日本の女子神学校出身者が13名で計17名。それに前期からの継続7名を加えると、合計24名となる（249頁）。

著者は、朝鮮基督教会とそこに属した者の戦争責任について何度か言及し、それを「KCCJの今日的課題」と述べている（51、223～224頁、249頁）。日本の侵略戦争および植民地支配、また在日教会の苦難に荷担した日本の教会に属する者として、筆者はこれについて何も言うことはできない。ただ本書をとおして筆者は、日本の教会の戦争責任の問題が過去の問題であるばかりではなく、今とこれからの教会の信仰の質の問題に深く関わっていることをあらためて感じさせられた。戦争責任を考えることは「自虐」などではなく、神と隣人の前での自己の良心の問題であると考え

最後に、ささいなことであるが、気づいたところをいくつか上げる。

34頁22行目。段落途中で「橋澤は」と書いて引用をしているが、唐突な感を与える。著者名が本文初出の場合は姓名を記し、何か情報を読者に提供するのいいのではないだろうか。註を見ると、橋澤裕子『朝鮮女性運動と日本』の引用はここが3回目である。

240頁13行目。「准允している」とあるが、「准允」は「認め許す」ことであるから、「准允されている」ではないだろうか。

245頁3行目「ハンコウ」、246頁18行目「はんこう」は「版行」の仮名書きだと思われるが、「印判」「印鑑」でよいのではないだろうか。

漢字固有名詞のルビの打ち方に疑問箇所がある。20頁最下行「長・監」が「チャン ガン」となっているが「チャン カム」または「チャン ガム」とすべきであろう。43頁3行目「朴容玉」「パクヨンノク」は「パクヨンオク」。ただし56頁、267頁では正確に記されている。57頁下から2行目「チョンソンギ」は「チョンソッキ」。58頁、267頁も同様。ただし122、136、137頁は正確である。

54頁15行目（註51）ハングルの原資料名の後に括弧して漢字表記がなされ、その中に「独老

会」とある。朝鮮イエス教長老会総会が成立するまでは「独老会」と呼ばれているからそれがわかりやすいが、同資料の私の手元にある影印本（復刻版）を見ると「独」はない。ここは厳密に資料どおり「イエス教長老会朝鮮老会……」とするのがよいのではないだろうか。262頁の参考文献も同様。また資料の発行年月だけではなく、老会、総会の開催年を記しておくのが歴史資料の扱いとしては親切だろう。なお「鐘路」となっているが原資料どおり「鍾路」とするのがよいだろう。

いずれにせよ本書は、心血の注がれた貴重な労作である。著者によって明らかにされた77人のバイブル・ウーマンの存在と働きは、今日の教会における女性の存在と働きについて（女性に対してのみならず全員に）問いかけ、かつ希望を与えるものである。

（日本聖公会奈良基督教会牧師）